

十八、居住権確立

- イ、家賃制限法を制定せよ。
- ロ、勤労者住宅を公營増設せよ。
- ハ、敷金を禁止せよ。
- ニ、借家人組合法を制定せよ。

四、黨 則

第一章 名稱

第一條 本黨は社會民衆黨と稱し、本部を東京に置く。

第二章 目的

第二條 本黨は黨の綱領及び政策を實現することを以て目的とす。

第三章 構成

第三條 本黨は黨の綱領に賛同し、黨則を遵守する個人を以て構成す。

第四章 機關

大會

第四條 大會は黨の最高決議機關にして、大會代議員、中央委員、及び本部役員を以て構成す。

第五條 大會は毎年一回十二月中央執行委員會之を招集す。

但し中央執行委員會は黨員三分の一以上、又は中央委員三分の二以上の要求ありたる場合は臨時大會を招集す。

第六條 大會の代議員は支部より選出するものとし、その選出比率は別表の定むるところに依る。

第七條 大會は代議員定數二分の一以上出席するに非ざれば議事を決することを得ず。

第八條 大會の議事は出席代議員の過半数を以て決す、可否同數の場合は議長之を決す。

第九條 大會は左の方法に依る推薦に基き中央委員若干名を選任す。

一、半数は細則による選舉區より推薦

二、半数は中央委員會の推薦

中央委員會

第十條 中央委員會は中央委員を以て構成し次期大會に至る迄の決議機關とし、必要に應じ中央執行委員會之を招集す。

中央委員會は中央委員十名以上出席を以て成立す。

中央執行委員會は臨時中央委員會を招集す。

第十一條 中央委員の任期は一ケ年とす。

中央委員會は中央委員及び中央執行委員の缺員を補選することを得。

中央執行委員會

第十二條 中央執行委員會は中央執行委員書記長及び會計監督を以て構成する執行機關にして黨を代表し、大會並に中央委員會に對し責任を負ふものとす。

第十三條 中央執行委員會は必要に應じ組織部、宣傳部、教育部、出版部、調査部、事業部、國際部、機關紙部、青年部、婦人部、情報部、財政部等の部門を設くることを得。

第十四條 各部門は中央執行委員會の統制を受け部長一名、部員若干名を以て構成し中央執行委員會之を任命す。

第五章 本部役員

第十五條 本部には左の役員を置く。

- 一、中央執行委員長 一名
- 二、中央執行委員 若干名

三、書記長 一名

四、會計監督 一名

五、會計 一名

六、部長 若干名

第十六條 本部役員は左の方法によりて選任す。

一、中央執行委員長、中央執行委員、書記長、會計監督は中央委員會之を互選す。

二、部長及び會計は中央執行委員會之を任命す第十七條 書記長は中央執行委員會の命を受け黨務を處理す。

第十八條 會計は黨の會計事務を處理す。

第十九條 會計監督は黨の會計事務を監督す。

第二十條 各部長は當該部門を統轄す。

第二十一條 部長及び會計は中央委員會、並に中央執行委員會に出席して其の所管する事項に關し發言することを得。

第二十二條 役員任期は一ケ年とす。但し再選を妨げず。

第二十三條 中央執行委員會は顧問を推薦することを得。

第六章 支部